

2024・2025 年度 芝浦工業大学大学院理工学研究科 博士(後期)課程 出願資格

1. 対象となる試験の種類

- (1) 2024 年度 秋期入学試験
- (2) 2025 年度 春期入学試験

2. 出願資格

① 一般選抜

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び 2025年3月末日までに修士の学位または専門職学位を授与される見込みの者
- (2) 外国の大学において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び 2025年3月末日までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び 2025年3月末日までに修士の学位又は専門職学位を授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び 2025年3月末日までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び 2025年3月末日までに授与される見込みの者
- (6) 文部科学大臣が指定した者（平成元年文部省告示第 118 号）（注 1）
- (7) その他、本学大学院理工学研究科委員会において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2025年3月末日までに 24 歳に達する者（注 2）

（注 1）出願資格(6)に該当するものとは、「大学を卒業し、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本学研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」及び「外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」をいう。

（注 2）出願資格(7)に該当する「修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者」の範囲は、次の①または②の要件を満たす者とする。

- ① 大学を卒業した者で、大学卒業後、3 年以上専門に関連した実務経験に就き、かつ 2 年以上研究・開発等の業務に従事した者であること。
- ② 上記以外の者については、著書、学術論文、学術講演、学術報告、特許等の業績において修

士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があること。

※出願資格(6)および(7)に該当する場合は別途出願資格審査が必要となります。詳細は、後日本学ホームページに掲載する募集要項をご覧ください。

※各専攻とも出願前に必ず希望する指導教員に予備的な指導を受けること。

② 社会人特別入試選抜

上記「①一般選抜」出願資格に該当し、かつ、研究機関、教育機関、企業等に勤務している者で、所属長または職場において本人を熟知している指導的立場にある者の受験承諾を得た者。

③ 社会人早期修了コース入試選抜

上記、「①一般選抜」出願資格に該当し、かつ、一定の研究業績を有し、修士課程修了者で3年以上の業務経験が有り、論文（査読付き）を2編以上有する者。

※2024年度 秋期入学については、上記の2025年3月を2024年9月に読み替えます。